

松阪ブランド認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松阪市(以下「市」という。)が誇る地場産品等を地域ブランド(以下「松阪ブランド」という。)として認定し、松阪ブランドの拡大及び質の向上、さらには地元産業等の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「事業者」とは、農林水産業又は製造業等を営む者で、その生産、加工等又は営業の拠点を市内に有している者とする。

(認定の対象)

第3条 松阪ブランドの対象は、事業者が取り扱う次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内で生産された農林水産物
- (2) 市内で製造又は加工された産品
- (3) 市内で生産された農林水産物を使用した加工品等
- (4) 市に縁のある歴史上の著名人又は、市内の名所、名跡等をPRする産品等
- (5) 市のイメージアップに繋がるもので市長が認めるもの

(認定申請)

第4条 松阪ブランドの認定を受けようとする事業者は、松阪ブランド認定申請書(様式第1号)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請ができる事業者は、市税の滞納がない者とする。

(認定基準)

第5条 市は、松阪ブランドとして認定するに当たり、その基準(以下「認定基準」という。)を別に定めるものとする。

2 前項の基準は公表するものとする。

(認定審査)

第6条 認定に係る審査員は次に掲げる者とする。

- (1) 松阪商工会議所事務局長
- (2) 一般社団法人松阪市観光協会専務理事
- (3) 市農林水産担当理事
- (4) 市産業文化部長

2 前項の審査員は、前条の基準において審査するに当たり、必要があるときは、有識者、学識経験者、関係機関等に意見を求めることができる。

(認定)

第7条 市は、松阪ブランドの認定をしたときは、当該事業者に対し、その結果を松阪ブランド認定審査結果通知書(様式第2号)により、通知しなければならない。

2 前項の規定により、認定する旨の通知を受けた事業者は、市が指定する期日までに松阪ブランド認定に係る誓約書(様式第3号)を提出しなければならない。

3 松阪ブランドの認定結果は、市のホームページ等により、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 認定した製品等の名称
- (2) 前号の認定申請をした事業者の氏名及び住所
- (3) 認定の理由

(松阪ブランドマークの表示)

第8条 松阪ブランドの認定を受けた製品等は、その包装等に市のブランドマークを表示することができる。

(認定内容の変更)

第9条 事業者は、松阪ブランドの認定を受けた製品等について、次に掲げる内容を変更するときは、松阪ブランド認定事項変更申請書(様式第4号)を市に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業者の氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 認定を受けた製品等の名称を変更しようとするとき。
- (3) 認定を受けた製品等の生産等又は販売を1年以上中止し、又は廃止しようとするとき。
- (4) 認定を受けた製品の規格、形状又は包装若しくは容器に係るデザインを著しく変更しようとするとき。

(認定内容変更の承認)

第10条 市は、前条第2号から第4号までの規定による認定事項の変更について事業者から申請があったときは、内容を審査し、変更が適当と認められる場合は、松阪ブランド認定事項変更承認書(様式第5号)を当該事業者に通知しなければならない。

(認定の取消し)

第11条 市は、認定を受けた製品等又はその事業者が次に掲げる事項のいずれかに

該当した場合は、認定を取り消すことができる。

- (1) 市が、第5条の認定基準に適合しないと認めたとき。
- (2) 虚偽の申請により、認定されたとき。
- (3) 市のイメージを著しく損なう行為等があったとき。

(認定を受けた産品等の事業者の責務)

第12条 認定を受けた産品等を取り扱う事業者は、認定基準を順守し、その品質又は技術等の維持に努めなければならない。

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。